

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和4年8月12日（令和4年（行情）諮問第470号）

答申日：令和5年9月14日（令和5年度（行情）答申第277号）

事件名：予算委員会要求資料の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求につき、本件請求文書1につき、別紙の2に掲げる5文書（以下、順に「文書1」ないし「文書5」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示し、本件請求文書2につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件請求文書1につき、本件対象文書を特定したこと及び本件請求文書2を保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求人の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年4月21日付け情報公開第00246号及び同年5月27日付け同第00564号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

（2）意見書

2021-00973で特定された文書のうち「衆議院予算委員会要求資料（特定政党A：第2回提出分）」で「別途提出」とされている項目がある。

これら項目は第3回以降に提出されることを意味しているはずで、該当する文書が存在するはずである（添付資料省略）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和4年3月22日付け及び同年4月27日付けでそれぞれ受理した以下の開示請求案件（以下、順に「本件開示請求1」及び「本件開示請求2」といい、併せて「本件開示請求」という。）につき、本件開示請求1に対しては特定した5文書（本件対象文書）について全て開示とする決定（原処分1）をし、本件開示請求2に対してはこれを保有していないとして不開示とする決定（原処分2）を行った。

これに対し、審査請求人は、令和4年6月16日付けで、「特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める」とする審査請求を行った。

本件開示請求1 開示請求番号2021-00973（令和4年4月21日付け決定通知第00246号）

「予算委員会要求資料。＊対象は衆参両院及び各党派請求のもの。対象時期は今年。」

本件開示請求2 開示請求番号2022-00063（令和4年5月27日付け決定通知第00564号）

「予算委員会要求資料。＊対象は2021-000973で特定された以降に新たに作成されたもの全て。」

2 本件対象文書について

上記2件の開示請求に関し、主管課室に保存されていた文書は別紙の2に掲げる5文書であり、これらは全て開示した。

3 審査請求人の主張について

本件審査請求を受け、改めて対象文書に漏れがないか確認したが、上記2が該当する全ての文書であり、特定文書に漏れがないことを確認した。

4 結論

上記に基づき、当省としては、原処分を維持することが妥当と思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和4年8月12日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月28日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 令和5年8月31日 | 審議 |
| ⑤ | 同年9月8日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の2に掲げる5文書である。

審査請求人は、文書の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び本件請求文書2の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性及び本件請求文書2の保有の有無について

(1) 本件対象文書の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 令和4年の予算委員会に伴い、外務省は衆議院の特定政党A及び特定政党B並びに参議院予算委員会調査室から資料要求を受けた。

イ 本件請求文書1にいう「今年」とは、本件開示請求1がなされた令和4年を指すものと解し、本件請求文書1においては同年の予算委員会要求資料のうち、本件開示請求1の受理日である同年3月22日までの間に処分庁が作成又は取得した文書を求めているものと解した。当該期間に作成した予算委員会要求資料は、特定政党Aが要求し、衆議院予算委員会調査室に提出した文書1及び文書2、特定政党Bが要求し、衆議院予算委員会調査室に提出した文書3及び文書4並びに参議院予算委員会調査室が要求し、同室に提出した文書5であったことから、これらを特定し原処分1を行った。

ウ 本件請求文書2にいう「2021-000973で特定された」とは、令和4年4月21日付けの原処分1を示しており、本件請求文書2においては、同年の予算委員会要求資料のうち、本件開示請求1の受理日の翌日である同年3月23日以降に処分庁が作成又は取得した文書を求めているものと解した。

エ 令和4年3月23日から本件開示請求2の受理日である同年4月27日までの間に、文書2及び文書4において「別途提出」と記された資料を含め、予算委員会要求資料は作成又は取得していないことから、不存在のため不開示とする原処分2を行った。

オ 本件審査請求を受け、念のため、外務省の関係部署において、改めて執務室内の書庫、書架及び共有フォルダ等の探索を行ったものの、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件開示請求の対象となる期間に鑑みれば、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったなどとする上記(1)の諮問庁の説明は首肯できる。また、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求につき、本件請求文書1につき、本件対象文書を特定し、開示し、本件請求文書2につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件請求文書1につき、本件対象文書を特定したこ

と及び本件請求文書 2 を保有していないとして不開示としたことは、妥当であると判断した。

(第 2 部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別紙

1 本件請求文書

本件請求文書1 予算委員会要求資料。*対象は衆参両院及び各会派請求のもの。対象時期は今年。

本件請求文書2 予算委員会要求資料。*対象は2021-00973で特定された以降に新たに作成されたもの全て。

2 本件対象文書

文書1 衆議院予算委員会要求資料（特定政党A：第1回提出分）（令和4年2月）

文書2 衆議院予算委員会要求資料（特定政党A：第2回提出分）（令和4年2月）

文書3 衆議院予算委員会要求資料（特定政党B：第1回提出分）（各省共通分）（令和4年2月）

文書4 衆議院予算委員会要求資料（特定政党B：第2回提出分）（各省共通分）（令和4年2月）

文書5 参議院予算委員会要求資料（令和4年度総予算）（令和4年1月28日）